施 設 工 事 積 算 基 準

（営　繕　編）

２０１９年度

阪神高速道路株式会社

Ⅰ　施設工事積算基準（営繕編）
第１編　施設工事積算基準
第１章　施設工事積算基準 …… Ⅰ-1-1-1
第２章　施設工事共通費積算基準…… Ⅰ-1-2-1
第３章　施設工事共通費積算基準の運用…… Ⅰ-1-3-1
第４章　施設工事における工事価格…… Ⅰ-1-4-1
第５章　落札率の適用、随意契約における調整について …… Ⅰ-1-5-1

Ⅱ　施設工事標準単価積算基準（営繕編）
第１編　総則
第１章　総則 …… Ⅱ-1-1-1
第２章　総則の運用　　…… Ⅱ-1-2-1
第２編　建築工事
第１章　新営工事 …… Ⅱ-2-1-1
第２章　改修工事 …… Ⅱ-2-2-1
第３編　電気設備工事
第１章　新営工事 …… Ⅱ-3-1-1
第２章　改修工事 …… Ⅱ-3-2-1
第４編　機械設備工事
第１章　新営工事 …… Ⅱ-4-1-1
第２章　改修工事 …… Ⅱ-4-2-1
第５編　昇降機設備工事
第１章　新営工事 …… Ⅱ-5-1-1
第２章　改修工事 …… Ⅱ-5-2-1

Ⅰ　施設工事積算基準(営繕編)

第１編　施設工事積算基準

第１編　施設工事積算基準

第１章　施設工事積算基準
1.1　目的 Ⅰ-1-1-1
1.2　工事費の種別及び区分 Ⅰ-1-1-1
1.3　工事費の構成 Ⅰ-1-1-1
1.4　直接工事費 Ⅰ-1-1-2
1.4.1　算定の方法 Ⅰ-1-1-2
1.4.2　単価及び価格 Ⅰ-1-1-2
1.4.3　数量 Ⅰ-1-1-2
1.5　共通費 Ⅰ-1-1-2
1.5.1　共通仮設費 Ⅰ-1-1-2
1.5.2　現場管理費 Ⅰ-1-1-3
1.5.3　一般管理費等 Ⅰ-1-1-3
1.6　消費税等相当額 Ⅰ-1-1-3
1.7　設計変更における工事費 Ⅰ-1-1-3

第２章　施設工事共通費積算基準
2.1　共通費の区分と内容 Ⅰ-1-2-1
2.2　共通仮設費の算定 Ⅰ-1-2-4
2.3　現場管理費の算定 Ⅰ-1-2-7
2.4　一般管理費等の算定 Ⅰ-1-2-8

第３章　施設工事共通費積算基準の運用
3.1　工事費 Ⅰ-1-3-1
3.1.1　新たな追加の工事費等の取り扱い Ⅰ-1-3-1
3.1.2　工事の一時中止に伴う増加費用 Ⅰ-1-3-1

3.2　共通費 …… Ⅰ-1-3-4
3.2.1　共通事項 …… Ⅰ-1-3-4
3.2.2　共通仮設費 …… Ⅰ-1-3-11
3.2.3　現場管理費 …… Ⅰ-1-3-16
3.2.4　一般管理費等 …… Ⅰ-1-3-19

第４章　施設工事における工事価格
4.1　工事費の構成 …… Ⅰ-1-4-1
4.2　純工事費 …… Ⅰ-1-4-2
4.2.1　一般工事の場合 …… Ⅰ-1-4-2
4.2.2　材料費 …… Ⅰ-1-4-2
4.2.3　労務費 …… Ⅰ-1-4-2
4.2.4　直接経費 …… Ⅰ-1-4-5

第５章　落札率の適用、随意契約における調整について
5.1　随意契約（以下「随契」という）に付する工事の場合
…… Ⅰ-1-5-1
5.2　変更設計の場合 …… Ⅰ-1-5-3

第１章　施設工事積算基準

1.1　目的

この基準は、阪神高速道路株式会社の発注する施設工事を請負施工に付す場合において、契約制限価格のもととなる工事費内訳書に計上すべき当該工事の工事費（以下「工事費」という。）の積算について必要な事項を定め、もって工事費の適正な積算に資することを目的とする。

1.2　工事費の種別及び区分

工事費の積算は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事等の工事種別ごとに行う。工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。直接工事費については、設計図書の表示に従って各工事種目ごとに区分し、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。

1.3　工事費の構成

工事費の構成は、次のとおりとする。

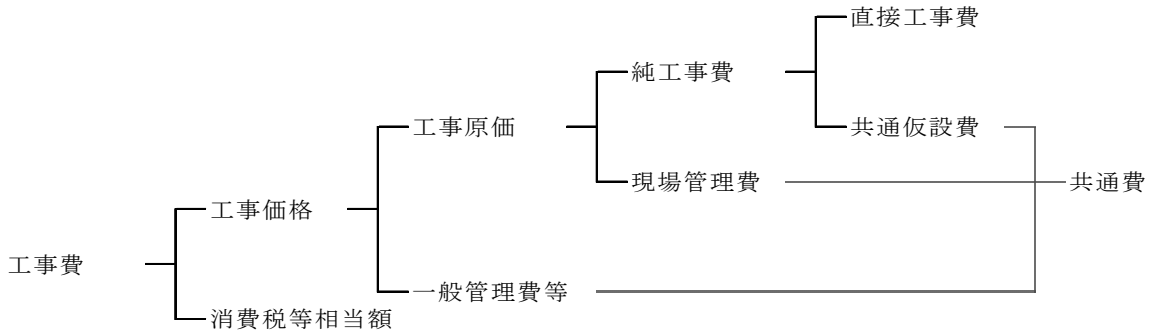

1.4　直接工事費

直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含み、その算定は次に掲げる各項による。

1.4.1　算定の方法

算定の方法は、次の(1)から(3)による。

(1)　材料価格及び機器類価格（以下「材料価格等」という。）に個別の数量を乗じて算定する。

(2)　単位施工当たりに必要な材料費、労務費、機械器具費等から構成された単価に数量を乗じて算定する。

(3)　(1)又は(2)によりがたい場合は、施工に必要となる全ての費用を「一式」として算定する。

1.4.2　単価及び価格

算定の方法に用いる単価及び価格については、「Ⅱ　施設工事標準単価積算基準(営繕編)」による。

1.4.3　数量

算定の方法に用いる数量は、建築工事においては、「公共建築数量積算基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）、電気設備工事及び機械設備工事においては、「公共建築設備数量積算基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）による。

1.5　共通費

共通費は、次の各項について算定するものとし、具体的な算定については、「第２章　施設工事共通費積算基準」の定めによる。

1.5.1　共通仮設費

共通仮設費は、各工事種目に共通の仮設に要する費用とする。

1.5.2　現場管理費

現場管理費は、工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用で、共通仮設費以外の費用とする。

1.5.3　一般管理費等

一般管理費等は、工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益等からなる。

1.6　消費税等相当額

消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて算定する。

1.7　設計変更における工事費

設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えて得た額に、原則として当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

第２章　施設工事共通費積算基準

2.1　共通費の区分と内容

共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ表 2.1-1、表 2.1-2 並びに表 2.1-3 及び表 2.1-4 の内容を一式として計上する。

ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、本設のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。

表 2.1-1　共通仮設費

項　　目	内　　容
準　備　費	敷地測量、敷地整理、道路占有料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用
仮設建物費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舎、作業員施設等に要する費用
工事施設費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、安全管理・合図等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等並びに除雪に要する費用
機械器具費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用
そ　の　他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表 2.1-2　現場管理費

項　　目	内　　容
労務管理費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 ・ 募集及び解散に要する費用 ・ 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・ 純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・ 賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・ 安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・ 労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保　険　料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与
施工図等作成費	施工図等を外注した場合の費用
退　職　金	現場従業員に対する退職給付引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 ・現場従業員、現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金
福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、ＯＡ機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補　償　費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
そ　の　他	会議費、式典費、工事実績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表 2.1-3　一般管理費等

項　　目	内　　容
役員報酬等	取締役及び監査役に要する報酬及び賞与（損金算入分）
従業員給与手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約の保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

表 2.1-4　付加利益等

法人税，都道府県民税，市町村民税等（表 2.1-3 の租税公課に含むものを除く）

株主配当金

役員賞与（損金算入分を除く）

内部留保金

支払利息及び割引料，支払保証料その他の営業外費用

2.2　共通仮設費の算定

2.2.1　共通仮設費は、表 2.1-1 の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）により算定する。

ただし、共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、発生材処分費を含まないものとする。

2.2.2　共通仮設費率は、表 2.4-1 から表 2.4-7 によるものとする。

なお、共通仮設費率に含まれない内容については、必要に応じ別途積み上げにより算定して加算する。

2.2.3　当該共通仮設費率に含まれる内容は表 2.2-1 及び表 2.2-2 とする。

表 2.2-1　建築工事の共通仮設費率に含む内容

項　　目	内　　容
準　備　費	敷地整理（新営の場合）、その他準備に要する費用
仮設建物費	監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機械器具費	測量機器、雑機械器具に要する費用
そ　の　他	コンクリートの圧縮試験費、鉄筋の圧接試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

表 2.2-2　電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事の共通仮設費率に含む内容

項　　目	内　　容
準　備　費	その他準備に要する費用
仮設建物費	現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
そ　の　他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

2.2.4　建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、共通仮設費率の補正を行う。

2.2.5　建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、通常の建物本体工事（以下「一般工事」という。）に通常の建物本体工事に含まれない表 2.2-3 に示す工事等（以下「その他工事」という。）を含ませて発注する場合、別途共通仮設費を算定する。

表 2.2-3　その他工事

特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事
造園工事
舗装工事
取り壊し工事
電波障害防除設備工事
さく井設備工事

2.2.6　その他工事を単独で発注する場合並びに電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、別途共通仮設費を算定する。

2.2.7　設計変更における共通仮設費については、共通仮設費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。

この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。

2.3　現場管理費の算定

2.3.1　現場管理費は、表 2.1-2 の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率（以下「現場管理費率」という。）により算定する。

ただし、現場管理費率を算定する場合の純工事費には、発生材処分費を含まないものとする。

2.3.2　現場管理費率は、表 2.4-8 から表 2.4-14 によるものとする。

なお、現場仮設費率に含まれない特記事項については、別途積み上げにより算定して加算する。

2.3.3　現場管理費率に含まれる内容は、表 2.1-2 による。

2.3.4　建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、現場管理費率の補正を行う。

2.3.5　建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、一般工事にその他工事を含ませて発注する場合、別途現場管理費を算定する。

2.3.6　その他工事を単独で発注する場合並びに電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、別途現場管理費を算定する。

2.3.7　設計変更における現場管理費については、現場管理費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。

この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。

2.4 一般管理費等の算定

2.4.1　一般管理費等は、表 2.1-3 及び表 2.1-4 の内容について、工事原価に対する比率により算定する。なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。

2.4.2　一般管理費等率は、表 2.4-15 から表 2.4-17 による。

2.4.3　その他工事を単独で発注する場合並びに電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、別途一般管理費等を算定する。

2.4.4　設計変更における一般管理費等については、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。

表 2.4-1　共通仮設費率（新営建築工事）

直接工事費		1千万円以下	1千万円を超える
	上限	4．33％	5．78×$P^{-0.0313}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	3．25％	4．34×$P^{-0.0313}$

算定式

$Kr = 7.56 \times P^{-0.1105} \times T^{0.2389}$

ただし、Kr：　共通仮設費率（%）

P　：　直接工事費（千円）とし、1千万円以下の場合は、1千万円として扱う。

T　：　工期（か月）

注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注2. Krの値は、少数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

表 2.4-2　共通仮設費率（改修建築工事）

直接工事費		5百万円以下	5百万円を超える
	上限	6．07％	11．74×$P^{-0.0774}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	3．59％	6．94×$P^{-0.0774}$

算定式

$Kr = 18.03 \times P^{-0.2027} \times T^{0.4017}$

ただし、Kr：　共通仮設費率（%）

P　：　直接工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う。

T　：　工期（か月）

注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注2. Krの値は、少数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

表 2.4-3　共通仮設費率（新営電気設備工事）

直接工事費		5百万円以下	5百万円を超える
	上限	7．19％	16．73×$P^{-0.0992}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	3．90％	9．08×$P^{-0.0992}$

算定式

$Kr = 22.89 \times P^{-0.2462} \times T^{0.4100}$

ただし、Kr：　共通仮設費率（%）

P　：　直接工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う。

T　：　工期（か月）

注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注2. Krの値は、少数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

表 2.4-4　共通仮設費率（改修電気設備工事）

直接工事費		３百万円以下	３百万円を超える
	上限	５．２１％	$8.47 \times P^{-0.0608}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	１．９１％	$3.10 \times P^{-0.0608}$

算定式

$Kr = 10.15 \times P^{-0.2462} \times T^{0.6929}$

ただし、Ｋｒ：　共通仮設費率（％）

Ｐ　：直接工事費（千円）とし、３百万円以下の場合は、３百万円として扱う。

Ｔ　：工期（か月）

注 1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注 2. Ｋｒの値は、少数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

表 2.4-5　共通仮設費率（新営機械設備工事）

直接工事費		５百万円以下	５百万円を超える
	上限	５．５１％	$12.40 \times P^{-0.0952}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	４．８６％	$10.94 \times P^{-0.0952}$

算定式

$Kr = 12.15 \times P^{-0.1186} \times T^{0.0882}$

ただし、Ｋｒ：　共通仮設費率（％）

Ｐ　：直接工事費（千円）とし、５百万円以下の場合は、５百万円として扱う。

Ｔ　：工期（か月）

注 1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注 2. Ｋｒの値は、少数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

表 2.4-6　共通仮設費率（改修機械設備工事）

直接工事費		３百万円以下	３百万円を超える
	上限	４．９６％	$7.02 \times P^{-0.0433}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	１．７３％	$2.44 \times P^{-0.0433}$

算定式

$Kr = 12.21 \times P^{-0.2596} \times T^{0.6874}$

ただし、Ｋｒ：　共通仮設費率（％）

Ｐ　：直接工事費（千円）とし、３百万円以下の場合は、３百万円として扱う。

Ｔ　：工期（か月）

注 1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注 2. Ｋｒの値は、少数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

表 2.4-7　共通仮設費率（昇降機設備工事）

直接工事費	１千万円以下	１千万円を超え５億円以下	５億円を超える
共通仮設費率	３．０８％	共通仮設費率算定式により算定された率	２．０７％

算定式

$Kr = 7.89 \times P^{-0.1021}$

ただし、Ｋｒ：　共通仮設費率（％）

Ｐ　：　直接工事費（千円）

注 1.　本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注 2.　Ｋｒの値は、少数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

表 2.4-8　現場管理費率（新営建築工事）

純工事費		１千万円以下	１千万円を超える
	上限	２０．１３％	$75.97 \times Np^{-0.1442}$
現場管理費率		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	１０．０１％	$37.76 \times Np^{-0.1442}$

算定式

$Jo = 151.08 \times Np^{-0.3396} \times T^{0.5860}$

ただし、Ｊｏ：　現場管理費率（％）

Ｎｐ：　純工事費（千円）とし、１千万円以下の場合は、１千万円として扱う。

Ｔ　：　工期（か月）

注 1.　本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注 2.　Ｊｏの値は、少数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

表 2.4-9　現場管理費率（改修建築工事）

純工事費		５百万円以下	５百万円を超える
	上限	２６．８６％	$184.58 \times Np^{-0.2263}$
現場管理費率		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	１２．７０％	$87.29 \times Np^{-0.2263}$

算定式

$Jo = 356.20 \times Np^{-0.4085} \times T^{0.5766}$

ただし、Ｊｏ：　現場管理費率（％）

Ｎｐ：　純工事費（千円）とし、５百万円以下の場合は、５百万円として扱う。

Ｔ　：　工期（か月）

注 1.　本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注 2.　Ｊｏの値は、少数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

表 2.4-10　現場管理費率（新営電気設備工事）

純工事費		5百万円以下	5百万円を超える
	上限	３８．６０％	２６３．０３×Ｎｐ$^{-0.2253}$
現場管理費率		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	２２．９１％	１５６．０７×Ｐ$^{-0.2253}$

算定式

Ｊｏ＝３５１．４８×Ｎｐ$^{-0.3528}$×Ｔ$^{0.3524}$

ただし、Ｊｏ：　現場管理費率（%）

Ｎｐ：　純工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う。

Ｔ　：　工期（か月）

注1.　本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注2.　Ｊｏの値は、少数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

表 2.4-11　現場管理費率（改修電気設備工事）

純工事費		3百万円以下	3百万円を超える
	上限	５０．３７％	５３０．６８×Ｎｐ$^{-0.2941}$
現場管理費率		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	１７．６７％	１８６．１８×Ｎｐ$^{-0.2941}$

算定式

Ｊｏ＝６５８．４２×Ｎｐ$^{-0.4896}$×Ｔ$^{0.7247}$

ただし、Ｊｏ：　現場管理費率（%）

Ｎｐ：　純工事費（千円）とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う。

Ｔ　：　工期（か月）

注1.　本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注2.　Ｊｏの値は、少数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

表 2.4-12　現場管理費率（新営機械設備工事）

純工事費		5百万円以下	5百万円を超える
	上限	３１．２３％	１６５．２２×Ｎｐ$^{-0.1956}$
現場管理費率		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	１７．１４％	９０．６７×Ｎｐ$^{-0.1956}$

算定式

Ｊｏ＝１５２．７２×Ｎｐ$^{-0.3085}$×Ｔ$^{0.4222}$

ただし、Ｊｏ：　現場管理費率（%）

Ｎｐ：　純工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う。

Ｔ　：　工期（か月）

注1.　本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注2.　Ｊｏの値は、少数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

表 2.4-13　現場管理費率（改修機械設備工事）

純工事費		３百万円以下	３百万円を超える
	上限	４２．０７％	$４６７．９５\times Np^{-0.3009}$
現場管理費率		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	１５．２５％	$１６９．６５\times Np^{-0.3009}$

算定式

$Jo=825.85\times Np^{-0.5122}\times T^{0.6648}$

ただし、Ｊｏ：　現場管理費率（％）

Ｎｐ：　純工事費（千円）とし、３百万円以下の場合は、３百万円として扱う。

Ｔ　：　工期（か月）

注 1.　本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注 2.　Ｊｏの値は、少数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

表 2.4-14　現場管理費率（昇降機設備工事）

純工事費	１千万円以下	１千万円を超え５億円以下	５億円を超える
現場管理費率	３．９８％	現場管理費率算定式により算定された率	２．２６％

算定式

$Jo=15.10\times Np^{-0.1449}$

ただし、Ｊｏ：　現場管理費率（％）

Ｎｐ：　純工事費（千円）

注 1.　本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注 2.　Ｊｏの値は、少数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

表 2.4-15　一般管理費率（建築工事）

工事原価	５百万円以下	５百万円を超え３０億円以下	３０億円を超える
一般管理費等率	１７．２４％	一般管理費等率算定式により算定された率	８．４３％

算定式

$Gp=28.978-3.173\times\log(Cp)$

ただし、Ｇｐ：　一般管理費等率（％）

Ｃｐ：　工事原価（千円）

注 1.　Ｇｐの値は、少数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

表 2.4-16　一般管理費率（電気設備工事）

工事原価	３百万円以下	３百万円を超え２０億円以下	２０億円を超える
一般管理費等率	１７．４９％	一般管理費等率算定式により算定された率	８．０６％
算定式 Ｇｐ＝２９．１０２－３．３４０×log（Ｃｐ） ただし、Ｇｐ：一般管理費等率（%） Ｃｐ：工事原価（千円） 注1. Ｇｐの値は、少数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。			

表 2.4-17　一般管理費率（機械設備工事、昇降機設備工事）

工事原価	３百万円以下	３百万円を超え２０億円以下	２０億円を超える
一般管理費等率	１６．６８％	一般管理費等率算定式により算定された率	８．０７％
算定式 Ｇｐ＝２７．２８３－３．０４９×log（Ｃｐ） ただし、Ｇｐ：一般管理費等率（%） Ｃｐ：工事原価（千円） 注1. Ｇｐの値は、少数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。			

第３章　施設工事共通費積算基準の運用

3.1 工事費

3.1.1 新たな追加の工事等の取り扱い

(1) 以下の場合の費用には「当初、 請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率」（以下「当初請負比率」という。）を乗じない。

イ．新たな追加の工事

現に施工中の工事と一体で施工することが不可欠な場合において、設計図書で明示していない施工条件について受注者が予期することのできない特別な状態が生じ、以下の（イ）から（ホ）の新たな種類の工事を追加する場合の費用。

（イ）とりこわし（地下埋設物及び埋設配管に限る）
（ロ）地盤改良
（ハ）土壌汚染処理
（ニ）アスベスト含有吹付材及び保温材等の処理
（ホ）上記（イ）から（ニ）に伴う発生材処理

ロ．公共料金

現場発生による、湧水を公共下水道に流す場合等の費用

(2) (1) イ．の新たな追加の工事に関して、当該追加の工事に係る設計変更における工事費は、当該変更に係る直接工事費を積算し、これに当該変更に係る共通費を加えて得た額に、当該追加の工事が新たに追加された際の請負代金の変更額から消費税等相当額を減じた額を当該変更契約時の工事費内訳書記載の工事価格で除した比率（以下「当該追加の工事に係る請負比率」という。）を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

3.1.2 工事の一時中止に伴う増加費用

(1) 工事の一時中止に伴う増加費用の算定は以下による。

イ．工事の一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費

用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用（以下「中止期間中の現場維持等の費用」という。）に工事の一時中止に伴う本支店における増加費用を加算したものとする。

（イ）工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員（専門職種を含む。以下同じ）を保持するために必要とされる費用等とする。

（ロ）工事体制の縮小に要する費用

工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等とする。

（ハ）工事再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等とする。

ロ．中止期間中の現場維持等の費用は、中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画（基本計画書）に基づき実施された内容について、受注者から増加費用に係る見積りを求め、それを参考に積み上げ計上する。ただし、中止期間中の現場維持等の費用として積み上げる内容に、仮囲い等の仮設、交通誘導警備員等の当初契約の予定価格の作成時に積み上げで算定したものついては、当初契約時の積算の方法により積み上げ計上する。

ハ．工事の一時中止に伴う本支店における増加費用は、設計変更における増加経費は､設計変更における一般管理費等の算定方法と同様に､中止期間中の現場維持等の費用を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め､当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。なお、一般管理費等率は、工事原価に中止期間中の現場

維持等の費用を加算した額に対する一般管理費等率とする。

(2) 中止期間中の現場維持等の費用は、中止した工事の内訳書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の工事費とは別に計上するものとする。

3.2 共通費

3.2.1　共通事項

(1)　共通費算定に関する数値の取り扱い

① 率による算定

共通費基準の率により算定した金額は、一円未満切捨てとする。

(2)　新営工事と改修工事を一括して発注する場合の算定

① 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費率は、それぞれ以下のとおりとする。

イ．共通仮設費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費に計上する。

ロ．現場管理費率は、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の現場管理費に計上する。

ハ．一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

② 共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。

(3)　建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定

① 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費率は、それぞれ以下のとおりとする。

イ．共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

ロ．現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

ハ．一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する工事の一般管理費等率により算定する。

② 主たる工事以外のいずれかの工事（昇降機設備工事を除く。）が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。

※軽微な工事とは、原則として次のいずれかに該当するものをいう。また、工事内容、工事費の比率等を考慮し、適切に対応する。

イ．主たる工事以外のいずれかの工事の直接工事費が、主たる工事の直接工事費の 1/20 以下又は 300 万円以下の場合。

ロ.工事内容、工事費及び工期から判断して、イに準ずるとみなせる場合

③ 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。

(4)　敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の算定

① 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費率は、それぞれ以下のとおりとする。

イ．共通仮設費率は、それぞれの敷地の工事ごとの直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

ロ．現場管理費率は、それぞれの敷地の工事ごとの純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

ハ．一般管理費等は、それぞれの敷地の工事ごとの工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

② 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに算定する。

(5)　営繕工事のいずれかと営繕工事以外の工事を一括して発注する場合の算定

共通費は、営繕工事と営繕工事以外の工事に分け、それぞれの工事ごとの共通費に関する定めにより算定する。

(6)　工事に伴う湧水の排出費用

共通費を算定する場合の直接工事費には、工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する場合の費用（下水道料金のみ）は含まないものとする。

(7)　新営工事における主体構造物にかかわる鉄骨工事の補正に関する取り扱い

① 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造における取り扱い

鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造において、鉄骨工事として科目で取り扱う項目は表 3.2-1 のとおり全て補正の対象とする。ただし、建方機械器具（定置式・移動式）は、共通仮設費の一般工事の区分として積み上げる。

② 鉄筋コンクリート造における取り扱い

体育館、倉庫、格納庫等の鉄筋コンクリート造において、屋根部が鉄骨造の場合は補正の対象とする。

③ 鉄塔の取り扱い

鉄塔については単体として取り扱い、設置場所（地盤面又は鉄筋コンクリート造屋上面）にかかわらず補正の対象とする。

④ フラットデッキの取り扱い

フラットデッキについては、鉄骨造の場合に限り補正の対象とする。

表 3.2-1　　鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造における補正

（注）○印は対象項目、△印は鉄骨造のみ対象項目

鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造における補正					
鉄骨工事					
鋼材費	○	工場加工費	○	鉄骨運搬費	○
工場塗装	○	溶融亜鉛めっき処理	○	現場錆止め塗装	○
建て方費	○	溶接試験	○	現場溶接	○
アンカーボルト	○	スタッド溶接	○	柱底均しモルタル	○
デッキプレート（合成スラブ用）	○	フラットデッキ（床型枠用）	△	耐火被覆	○
				専用仮設	○
付帯鉄骨（母屋、胴縁）	○	鉄骨階段・鉄骨庇	△	設備機器架台	○
鉄塔	○	C．W一次ファスナー	○		

(8)　その他工事として取り扱う工事

その他工事として取り扱う工事の具体例を表 3.2-2 及び表 3.2-3 に示す。

なお、表 3.2-2 及び表 3.2-3 には共通費基準　表７その他工事に示された以外の工事も含まれているが、それらを一般工事に含めて発注する場合においても、共通費基準　２（５）及び３（５）の定めによる。

表 3.2-2　その他工事としての取り扱い（建築工事）

（注）　○印は対象項目、　×印は対象外項目

特殊な室内装備品	家具・書架及び実験台の類で通常の建物本体工事に含まれない特殊な室内装備品				
壁面収納（造り付け以外）	○	ローパーティション	○	移動書架	○
書架（スチール棚）	○	書架（既製木製棚）	○	家具（造り付け以外）	○
造り付け家具	×	カーテン	×	ブラインド	×
ファンコイルカバー	×	じゅうたん	×	OAフロア	×
一般（湯沸室）流し台	×	トイレブース	×	可動・移動間仕切	×
実験流し台	○	実験・医療器具	○	シールド工事	○
舞台機構装置	○	浴室・シャワーユニット	×	厨房機器	×
清掃用ゴンドラ	×				
造園工事	種目で造園工事として取り扱われる項目全て。				
樹木費	○	植え込み費	○	地被類（芝張り、は種）	○
支柱	○	移植	○	客土	○
植栽基盤	○	土壌改良	○	ツリーサークル	○
伐採・抜根	○	人工土壌	○	排水マット敷設	○
庭石・モニュメント	○	温室工事	○		
舗装工事	種目で舗装工事として取り扱われる項目全て。 ただし、土工、縁石、側溝は一般工事とする。				
土工事	×	直接仮設（舗装用）	○	アスファルト舗装	○
コンクリート舗装	○	タイル張り舗装	○	石張り舗装	○
インターロッキング舗装	○	舗石舗装	○	グランド・テニスコート	○
平板舗装	○	路床整正	○	舗装機械運搬	○
トラフィックペイント	○	縁石	×	L型側溝・V型構	×
排水ます	×	開きょ（U字構）	×	排水管	×
取り壊し工事	種目で取り壊し工事※として取り扱われる項目全て。 ただし、アスベスト含有建材処理工事については、一般（改修）工事とする。				
とりこわし費	○	集積積込み	○	アスベスト処理工事費	×
とりこわし材運搬費	○	とりこわし機械運搬	○		

※ 建築物等の解体を行う工事（改修に伴う撤去工事は除く）

表 3.2-3　その他工事としての取り扱い（機械設備工事）

通常の建物本体工事に含まれない下記の設備等について、システム一式を専門工事として扱い、当該据付調整費及び諸経費まで含んで計上したものを対象とする。

（注）○印は対象項目、×印は対象外項目

さく井設備	さく井設備として取り扱われる項目全て。　ただし、　ポンプや揚水管の交換は一般工事。	
揚水井設備	○	掘さく及び電気検層後、ケーシング、スクリーン、砂利充てん、深井戸用水中モーターポンプ設置（揚水試験　水質検査含む)を行う、飲用水、雑用水、融雪用の揚水井
地中熱交換井設備	○	掘さく後、地中熱交換器、けい砂等充てんを行う、空調及び融雪用の地中熱交換井
深井戸用水中モーターポンプ交換	×	ポンプ及び．揚水管の交換
特殊空調設備	特殊空調設備として取り扱われる項目全て。	
恒温恒湿室	○	精度が高く一定の温湿度管理を行う部屋用の空調設備（部屋本体を含む場合あり）
クリーンルーム	○	空気清浄度の確保が必要な部屋用の空調設備（部屋本体を含む場合あり）
循環ろ過設備	循環ろ過設備として取り扱われる項目全て。	
プールろ過設備	○	プール水を循環させてろ過や滅菌等を行い、水質を維持する設備
浴槽ろ過設備	○	浴槽水を循環させてろ過や滅菌等を行い、 水質を維持する設備
排水処理設備	排水処理設備として取り扱われる項目全て。ただし、浄化槽設備及び雨水利用設備の集水部（ルーフドレン等）から雨水流入槽に至る配管は一般工事。	
厨房排水除害設備	○	厨房排水における有害成分を下水道の放流基準値以下に処理する設備
廃水処理設備	○	有害廃水（病原菌、放射性物質等）を下水道の放流基準値以下に処理する設備
排水再利用設備	○	原水（雑排水等）を便所洗浄水、散水、修景用水等の用途に適合する水質まで処理する設備
雨水利用設備	○	雨水を便所洗浄水、散水、修景用水等の用途に適合する水質まで処理する設備（ろ過装置を設けるシステム一式工事）
	×	集水部（ルーフドレン等）から雨水流入槽に至る配管。 上記ルート中の雨水遮断弁装置等を独立して制御する場合の自動制御設備
浄化槽設備	×	ユニット型、現場施工型
ごみ処理設備	ごみ処理設備として取り扱われる項目全て。ただし、厨房のディスポーザーは一般工事。	
ダストシュート	○	各階に設けた投入口より縦管をつたって下層の集積所にごみを集める設備
ごみ真空輸送装置	○	建物に設けたダストシュート等と集積所をパイプで結び、パイプ内の空気を 集積所側から吸引することで、広範囲からごみを収集・輸送する設備
コンパクタ・コンテナ	○	かさの大きい紙ごみを高圧縮してコンテナに詰め、コンテナごと搬出する設備
焼却装置	○	焼却炉
ディスポーザー	×	厨房で扱うディスポーザーは一般工事
搬送設備	搬送設備として取り扱われる項目全て。 （小荷物専用昇降機は昇降機設備工事として扱う）	
書類搬送設備	○	気送管や垂直コンベア等を使用し、書類をステーションまで搬送する設備
自動倉庫	○	スタッカークレーン、無人走行台車等を用いた立体自動倉庫
昇降装置	○	段差解消機、ステージ昇降装置、ホイストクレーン等
機械式駐車設備	機械式駐車設備として取り扱われる項目全て。	
機械式駐車設備	○	2段式、タワー式、水平循環式、平面往復式等
特殊ガス設備	特殊ガス設備として取り扱われる項目全て。	
医療用ガス設備	○	酸素、窒素、笑気ガス等の医療用ガスの供給を行う設備
実験用ガス設備	○	酸素、窒素、アルゴン、ヘリウム等の実験用ガスの供給を行う設備
高圧空気充てん設備	○	ダイビング用高圧空気ボンベへ空気充てんを行う設備
実験機器設備	実験機器設備として取り扱われる項目全て。	
実験機器設備	○	ドラフトチャンバー、安全キャビネット、クリーンベンチ、オートクレーブ、実験台、飼育装置、飼育ゲージ等の実験機器類
医療器具設備	医療器具設備として取り扱われる項目全て	
医療器具設備	○	手術台、歯科用椅子、各種検査機器（X線、CT、MRI、超音波等）、介護補助用リフト等の医療用設備

(9)　その他工事を単独で発注する場合の算定

共通費は、専門工事業者からの見積りを参考に計上する。

(10)　指定部分及び指定部分工期

原則として、指定部分の工期は、共通仮設費及び現場管理費における算定に用いる工期（T）に用いない。

なお、指定部分とは工事の完成に先立ち引渡しを受けるべきことを設計図書により指定した工事範囲をいい、その工事範囲の完了期限を指定部分工期という。

(11)　変更契約における共通費の算定

①　共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

イ．共通仮設費率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の直接工事費の合計額及び工期に対応する率とする。

ロ．現場管理費率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の純工事費の合計額及び工期に対応する率とする。

ハ．一般管理費等率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の工事原価の合計額に対応する率とする。

②　共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事に区分して算定する。

3.2.2　共通仮設費

(1)　共通仮設費の区分

共通仮設費は、一般工事、鉄骨工事、その他工事及び発生材処分費に区分して算定する。

なお、ここでいう一般工事とは、鉄骨工事、その他工事及び発生材処分費以外をいう。

(2)　共通仮設費の算定方法

① 共通仮設費の算定は共通仮設費率により算定する。ただし、共通仮設費率に含まれないものは積み上げにより算定する。

イ．共通仮設費率による算定

（イ）共通仮設費率の算定に用いるＴ（工期）

ａ．　共通仮設費率の算定に用いるＴ（工期）は、入札公告等に示された開札予定日から工期末までの日数を元に、開札から契約までを考慮し７日を減じた日数を３０日／月にて除す。その値は小数点以下第２位を四捨五入して１位止めとする。なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を３０日／月にて除し、この値をＴ（工期）として共通仮設費率を算出する。

ｂ．　工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、共通仮設費率の算定に用いるＴ（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

（ロ）鉄骨工事の場合の補正

2.2 共通仮設費の算定 2.2.4 の場合は、共通仮設費率に０．９を乗じる。また、補正の対象となる鉄骨工事の取り扱いは、3.2.1(7) による。

（ハ）監理事務所を設けない場合の補正

ａ．　2.2 共通仮設費の算定 2.2.3 表 2.2-1 のうち建築工事において、監理事務所（監督職員事務所）を設けない場合は、一般工事の共通仮設費率に０．９を乗じる。

ｂ．　鉄骨工事における共通仮設費率の補正をおこなう工事で、監理事務所を設けない場合は（ロ）で補正した率に０．９を乗じる。

ｃ．　既存施設を監理事務所（監督職員事務所）として利用できる場合は、利用中の維持管理費及び利用後の現場復旧に要する費用を考慮し低減は行わない。また、条件明示による事務所の規模の違いによる補正は行わない。

（ニ）その他工事を含めて発注する場合

2.2 共通仮設費の算定 2.2.5 の場合は、一般工事とその他工事の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。また、その他工事の共通仮設費は共通仮設費率を１％として算定する。

（ホ）労務費の比率が著しく少ない工事

2.2 共通仮設費の算定 2.2.6 の労務費の比率が著しく少ない工事の共通仮設費率は、その率に０．９を乗じる。

なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合がおおむね１０％以下の工事をいう。

（ヘ）リース料の取り扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。

（ト）共通仮設費率の留意事項

ａ．　共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費。

・新営工事は引込費用及び使用料が該当する（工事用）。

・改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する。（工事費）

ｂ．　屋外整理清掃費。

施工中に発生する端材等の処理に要する費用（指定された集積場所から構外へ搬出するための積込み、運搬費及び処分費）は、共通仮設費率に含む。

ロ．積み上げによる算定

以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

（イ）準備費

敷地測量、道路占有料、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器及び機器等の移動・復旧に関する費用

（ロ）仮設建物費

ａ．　宿舎、設計図書によるイメージアップ費用

ｂ．　電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事における、監理事務所（監督員事務所）、備品等の費用

ｃ．　建築工事における、監理事務所（監督員事務所）の備品等の費用のうち、設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容

（ハ）工事施設費

仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書によるイメージアップ費用

（ニ）環境安全費

安全管理・合図等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）

（ホ）動力用水光熱費

本受電後の電力基本料金

（ヘ）機械器具

ａ．　新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用

機種の選定及び存置日数は、表 3.2-4～表 3.2-8 を参考とし、施工条件等により機種を選定する。

表 3.2-4　地上階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数（N）	適　用　機　種	存　置　日　数	備　　考
1	１６ｔ	１３×Ａ＋１	
2	１６ｔ	２１×Ａ＋２	
3	１６ｔ	２９×Ａ＋３	
4	２０ｔ	３７×Ａ＋４	
5	２５ｔ	４５×Ａ＋５	

表 3.2-5　地下階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数（N）	適　用　機　種	存　置　日　数	備　　考
Ｂ１	２５ｔ	１２×Ａ＋１	
Ｂ２	２５ｔ	２０×Ａ＋２	
Ｂ３	２５ｔ	２８×Ａ＋３	

表 3.2-6　塔屋階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数（N）	適　用　機　種	存　置　日　数			備　　考
		100 ㎡未満	300 ㎡未満	500 ㎡未満	１階当たりの面積
Ｐ１	躯体地上階による	３	４	５	
Ｐ２	躯体地上階による	６	８	１０	
Ｐ３	躯体地上階による	９	１２	１５	

表 3.2-7　地上階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数（N）	適　用　機　種	存　置　日　数	備　　考
１	１６ｔ	４×Ａ＋１	
２	１６ｔ	８×Ａ＋２	
３	１６ｔ	１２×Ａ＋３	
４	二本構(一本構)リフト	仕上期間	建築面積 1.000 ㎡ごとに１台
５	二本構(一本構)リフト	仕上期間	建築面積 1,000 ㎡ごとに１台

表 3.2-8　地下階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数（N）	適　用　機　種	存　置　日　数	備　　考
Ｂ１	２０ｔ	４×Ａ＋１	
Ｂ２	２０ｔ	８×Ａ＋２	
Ｂ３	２０ｔ	１２×Ａ＋３	

注）（各表共通）１．Ａ＝建築面積／７５０㎡（計算過程においてＡの値を端数処理する場合は、小数点以下第三位を四捨五入し小数点以下第二位とする。建築面積は基準階面積とし、500 ㎡未満の場合は 500 ㎡とする。）

２．存置日数の端数処理は、小数点以下第一位を切上げ整数とする。

３．各階の面積が著しく異なる場合は、別途考慮する。

ｂ．改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用

機種の選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により機種を選定する。

（ト）その他

材料及び製品の品質管理試験に要する費用は、コンクリート圧縮試験費及び鉄筋の圧接試験費（引張試験及び超音波探傷試験）を除き、以下の試験費を積み上げにより算定する

- アスベスト粉じん濃度測定
- 分析によるアスベスト含有建材の調査
- 化学物質の濃度測定
- 六価クロム溶出試験
- コンクリートの単位水量測定
- ＰＣＢ含有シーリング材の調査
- 路床土の支持力比（ＣＢＲ）試験
- 現場ＣＢＲ試験
- 上記に類する各種試験費

② 建設発生土処分費及び発生材処分費の取り扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。

③ リース料の取り扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合のリース料については、共通仮設費を算定しない。

3.2.3　現場管理費

(1)　現場管理費の区分

現場管理費は、共通仮設費で区分した項目ごとに算定する。

(2)　現場管理費の算定方法

① 現場管理費の算定は現場管理費率により算定する。ただし現場管理費率に含まれないものは積み上げにより算定する。

イ．現場管理費率による算定

（イ）現場管理費率の算定に用いるＴ（工期）

ａ．現場管理費率の算定に用いるＴ（工期）は、入札公告等に示された開札予定日から工期末までの日数を元に、開札から契約までを考慮し７日を減じた日数を３０日／月にて除す。その値は小数点以下第２位を四捨五入して１位止めとする。　なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までに日数を３０日／月にて除し、この値をＴ（工期）として現場管理費率を算出する。

ｂ．工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、現場管理費率の算定に用いるＴ（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

（ロ）鉄骨工事の場合の補正

2.3 現場管理費の算定 2.3.4 の場合は、現場管理費率に１．０を乗じる。また、補正の対象となる鉄骨工事の取り扱いは、3.2.1(8) による。

（ハ）その他工事を含めて発注する場合

2.3 現場管理費の算定 2.3.5 の場合は、一般工事とその他工事の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。

（ニ）労務費の比率が著しく少ない工事

2.3 現場管理費の算定 2.3.6 の労務費の比率が著しく少ない工事の現場管理費率は、その率に０．８を乗じる。なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは､直接工事費に占める労務費の割合がおおむね１０％以下の工事をいう。

（ホ）リース料の取り扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。

ロ．積み上げによる算定

以下の項目については、現場管理費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

（イ）要員等の費用

条件明示された要員等の費用（共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給料等）

（ロ）昇降機設備工事における工事実績情報(コリンズ)の登録費用

工事費が 2,500 万円未満の場合

（500 万円未満の工事費は、登録を必要としない。）

『工事実績情報登録費用』＝登録作業費※１+登録料（税抜き）

※１：登録作業費＝特殊作業員 1.0 人・日

② その他工事を含めて発注する場合

その他工事の現場管理費は現場管理費率を 2%として算定する。

③ 建設発生土処分費及び発生材処分費の取り扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。

④ リース料の取り扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合のリース料については、現場管理費を算定しない。

⑤ 支給材を使用する場合

支給材（入居官署又は発注者側で購入・製作された資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の 2%を現場管理費に加算する。

ただし、再利用資機材については現場管理費を算定しない。

3.2.4　一般管理費等

(1)　一般管理費等の算定方法

① 前払金支出割合による補正

前払い金の支出割合に対する補正は、表 3.2-9 による。

表 3.2-9　　一般管理費等率の補正値

工事種別（Ａ・Ｂタイプ）	補正値
Ａ：　前払４０％の工事	Ｇｐ×１．００
Ｂ：　前払なしの工事	Ｇｐ×１．０５

◎運用にあたっては上記の工事（Ａ・Ｂ）より選択し、「Ｇｐ」に各補正値を乗じる。補正値を乗じた値は、小数点以下３位を四捨五入して２位止めとする。

② 契約保証費について

2.4.1 による契約保証費については、工事原価に表 3.2-10 による契約保証費率を乗じ算出した金額を一般管理等費等に加算する。

表 3.2-10　契約保証費率 ε (%)

	契約保証費率（%）
発注者が金銭的保証を必要とする工事の場合 (工事請負契約書第 4 条を採用する場合)	0.04
発注者が金銭的保証を必要としない工事の場合 注)	補正しない

注）単価契約の場合（維持修繕等）

1000 万以下の工事価格の場合

委託工事

設計変更の取り扱い

① 契約保証費を変更する場合

ａ．最終設計変更以外の設計金額が、契約保証手続きがなされた設計金額に対し２倍以上の増額変更時。

ｂ．最終設計変更以外の設計金額が、契約保証手続きがなされた設計金額に対し減額の場合。

② 契約保証費を変更しない場合

ａ．最終設計変更以外の設計金額が、契約保証手続きなされた設計金額に対し２倍未満の増額変更時。

ｂ．工期延期・短縮。

ｃ．最終変更時。

第４章　施設工事における工事価格

4.1　工事費の構成

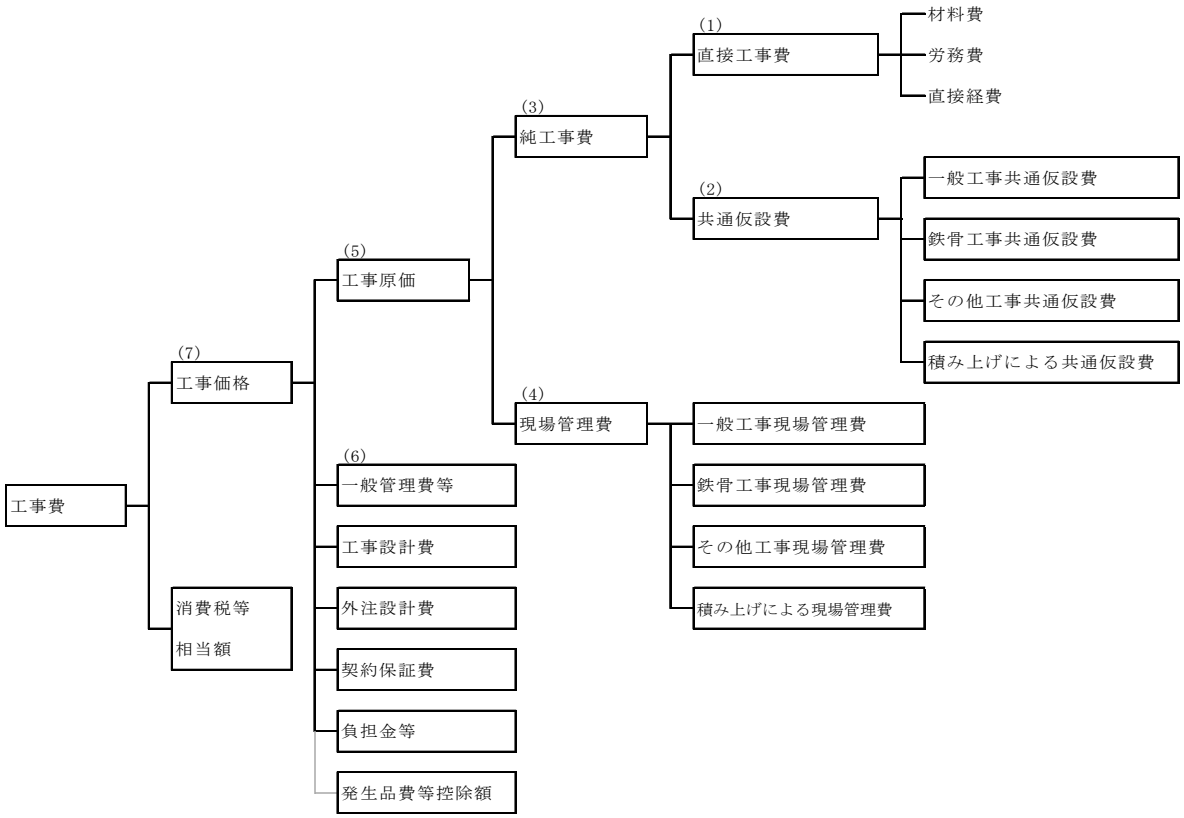

（注）1.直接工事費(1)：(1)には下記に示す(8)が含み、(9)は含まない。

(8)：(8)とはリース料(仮設庁舎等)、建設発生土処分費及び取壊し 発生材処分費等であり、一般管理費のみ算定の対象とする。

(9)：(9)とは支給材料費等であり、現場管理費のみ算定の対象とする。

2.設　計　費　：設計費については、基本的には工事に含めないものとするが、やむを得ず工事に含める場合は本社積算基準担当と打合せすること。

4.2　純工事費

4.2.1　一般工事の場合

材料費・労務費・直接経費及び共通仮設費を純工事費と呼ぶ。

4.2.2　材料費

材料費は、工事用材料の費用である。

4.2.3　労務費

(1)　一般事項

労務費は工事を施工するに必要な労務の費用でその算出は下記による。

(2)　所要人員

所要人員は、原則として現場条件、工事規模等を考慮して工事ごとに査定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛により算定する。

(3)　労働者職種の定義

労働者の職種の定義と作業内容及び職種区分は、「土木工事標準積算基準」による。

(4)　労務賃金

①　労働賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給（基本額）をいい、基本日額については「公共工事設計労務単価（毎年改正）」等を使用する。基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は従事した時間及び条件によって加算する。

②　労働者の拘束時間は原則として９時間とする。

③　労働者の日額対象時間は原則として８時間とする。

④　労働者の実作業時間は原則として７時間とする。

⑤　労働者の日当たり拘束時間とは労働者が現場で消費する、準備・後片付け・休憩等を含む労働時間をいう。

⑥　労働者の日額対象時間とは労働者に支払う賃金対象をいい、拘束時間から休憩時間を控除した労働時間をいう。

⑦　労働者の実作業時間とは現場で実際労働する時間即ち労働者の日額対象時間から作業前後に消費する準備・後片付け等の１時間を控除した労働時間をいう。

⑧　労務賃金は工事施工場所における地区単価とする。
　なお、単価の適用地区が複数存在する場合は、主たる単価地区（金額に占める割合が高い地区）を適用することができるものとする。ただし、「主たる地区の単価による積算額」と「各地区の単価による積算額」が大差ないことが前提であるので、適用にあたっては注意すること。

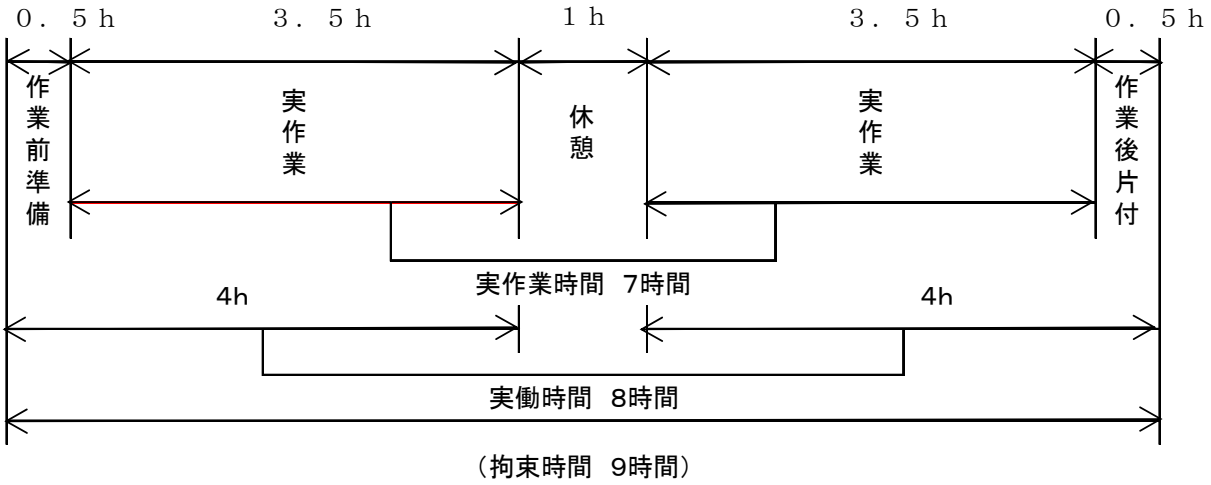

(5)　労働者の作業時間帯

①　昼間作業とは、主として８時～１７時の時間帯で行う作業をいう。

②　夜間作業とは、主として２０時～６時の時間帯で行う作業をいい、関係官公署より指定された場合、又は現場条件により夜間でしか作業できない場合に適用する。

③　昼夜連続作業とは、８時～翌８時の中で、昼夜兼行で連続的に行う作業をいう。

(6)　作業時間における休憩時間

①　休憩は実働時間８時間の場合１時間とする。

②　超過勤務とする場合の休憩は４時間を越えるごとに 30 分とする。

(7)　作業時間帯及び作業場所における基本給日額の割増率

①　夜間作業の取り扱い

○公共工事現場労働者の場合（設計業務委託等技術者は除く）

夜間作業時間帯（20:00～翌 6:00）内で所定の８時間労働の場合については基本日額（Ｐ）に 1.5 を乗ずる。

夜間単価：1.5 Ｐ

○設計業務委託等技術者の場合

深夜作業時間帯（22:00～翌 5:00）に作業する時間数にのみ、基本給日額（Ｐ×β）に 0.25 を乗じたものを、基本日額（Ｐ）に加算する。

深夜単価（１時間当り）：

（Ｐ＋0.25×Ｐ×β）／８＝（１＋0.25β）Ｐ／８

②　超過勤務の取り扱い

超過勤務については、基本給日額（Ｐ×β）の時間割額（基本給の 1/8）に 125%を乗じたものを１時間当りの単価とする。

超過勤務（夜間１時間当り）：1.25β Ｐ／８

また、深夜時間帯まで超過勤務が及んだ場合は乗率を 150%とする。

超過勤務（夜間１時間当り）：1.5β Ｐ／８

※ １ヶ月６０時間を超える時間外労務を工事の契約条件とする場合は、「労働基準法の一部を改正する法律」（平成２０年法律第８９号、平成２２年４月１日施行）に基づき、６０時間を超える超過勤務時間に適用する乗率は 150%とする。

③　作業条件毎の労務費割増率一覧（所定８時間労働の場合）

作業条件	現場労働者	設計技術労務者
昼間作業	Ｐ	Ｐ
夜間作業	１．５Ｐ	（１＋０．１９β）Ｐ

備考－１．Ｐ：基本日額（基準額）（８時間当り）（基準額ともいう）
β：基本給率（割増対象賃金比ともいう）
Ｐ×β：基本給日額

4.2.4　直接経費

通常、積算上取り扱う直接経費は、施工に直接必要とする経費で、次のとおりとする。

(1)　特許使用料

工事費の積算において必要な特許使用料の算定については次のとおりとする。
ただし、これによりがたい場合は別途考慮する。

①　特許使用料の適用

特許使用料の適用は、特許権等に係る施工法、試験法、製造法並びに特許権、実用新案件および意匠権等を用いて施工・製作させた装置等、工業所有権等に係るもの全てを対象とした特許工法等とし、特許法に基づく手続きのうち、設定登録が完了している場合及び出願を完了し、且つ、設定登録が完了していない手続き期間において、当該工法等を使用する積算に適用する。また、特許使用料を計上するのは、共有特許及び民間特許工法等を使用する場合とする。

② 特許使用料の積算

特許使用料は、工事を施工するのに直接必要とする経費とし、その算定は契約に基づき使用する特許の使用料および派出する技術者等に要する費用の合計額とする。

③ 特許使用料の算出

共有特許工法等を使用する場合は、実施契約に基づく、民間企業等が有する特許権の特分に対応した特許使用料を計上し、民間特許工法等を使用する場合は、当該特許工法に係る全ての特許使用料を計上する。なお、特許権、実用新案件及び意匠権等を用いて施工・製作させた装置等については、特許使用料が含まれている場合があるので注意すること。

(2) 機械経費

工事を施工するのに必要な機械の使用に要する費用である。

第５章　落札率の適用、随意契約における調整について

5.1　随意契約（以下「随契」という）に付する工事の場合

5.1.1　随契に付する工事（以下「随契工事」という）の当初設計書は、一般管理費等の調整を行わない単独発注工事として作成する。（当初設計書上での調整は行わない）

5.1.2　随契工事の当初発注においては「工事契約制限価格下調算定額」は、原則として、以下の調整等を行い算出した「調整後の工事価格」に、既契約工事の落札率（「当初見積額」を「当初設計額」で除した率）を乗じて算定する。

5.1.3　共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等（以下「諸経費」という）の調整は次のとおりとする。

(1)　随契工事の工期が、既契約工事の工期と 1/3 以上重複する工事。

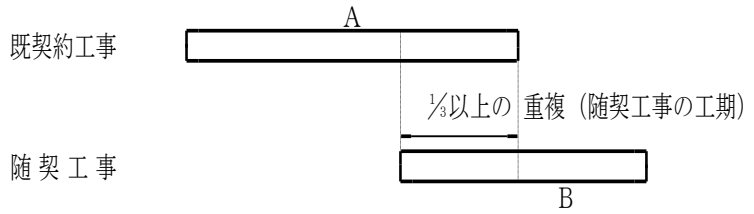

随契工事の諸経費（Ｐ）＝（Ａ＋Ｂ）×α－Ａ×β

Ａ：既契約工事の各対象額

Ｂ：随契工事の各対象額

α：（Ａ＋Ｂ）に対応する主たる工種の随契工事発注時点の各乗率

β：Ａに対応する主たる工種の随契工事発注時点の各乗率

(2)　随契工事の工期が、既契約工事の工期と 1/3 未満重複する工事又は継続工事

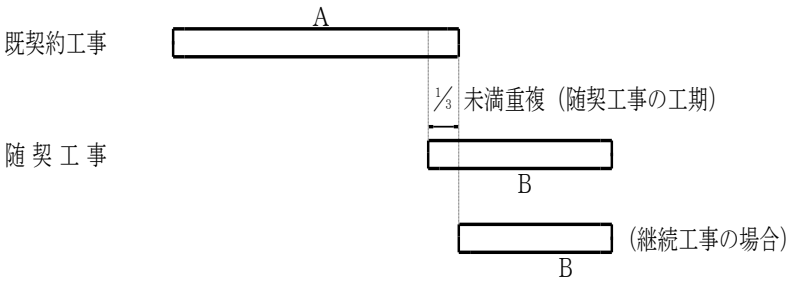

$$\text{随契工事の諸経費}(P') = P + \frac{B \cdot \gamma - P}{2}$$

γ：Ｂに対応する随契工事発注時点の各乗率
他の記号は前項に同じ

ただし、既契約工事を発注する時点で、当然１件工事として発注すべきところ、なんらかの理由により分割発注を行い、その施工業者に追加工事の形で随契する場合の調整は、前記（1）により行う。

ただし、この取扱いによりがたい場合は、別途考慮すること。

5.1.4　諸経費以外の費用についての調整は次のとおりとする。

(1)　仮設及び共通仮設費の積上げ項目で共用できるものは、その部分を調整する。

(2)　仮設で工事規模による乗率等で積算されているものは、内容を考慮し、必要に応じて調整する。

5.1.5　随契工事の発注時点で既契約工事が既に完了している場合は、原則として調整しない。

ただし、１件工事で中間工期を設けて一部しゅん工している既契約工事に随契する場合は、その工事の一部しゅん工分を含む全額を対象に調整する。

5.1.6　既に２件以上の工事を施工している業者に随契する工事の調整

(1)　随契工事の発注する時点で既契約工事の工期が重複又は、継続する工事を対象に調整する。

5.2　変更設計の場合

5.2.1　変更設計書は原則として、一般管理費等の調整を行なわない単独工事として作成する。

5.2.2　変更設計においては「工事契約制限価格下調算定額」は、5.2.1 により算出した「工事価格」に、原則として落札率（「当初見積額」を「当初設計額」で除した率）を乗じて算定する。

備考－１．落札率は、小数点以下第 5 位を切捨て第 4 位止めとする。

－２．随契工事の場合の当初設計額とは、単独発注工事として作成した設計額をいう。

Ⅱ　施設工事標準単価積算基準(営繕編)

第１編　総則

第１編　　総則

第１章　　総則

1.1　　総則 ····· Ⅱ-1-1-1
1.1.1　基本的事項 ····· Ⅱ-1-1-1
1.1.2　単価及び価格の算定····· Ⅱ-1-1-1
1.1.3　歩掛り ····· Ⅱ-1-1-2
1.1.4　単価及び価格の適用····· Ⅱ-1-1-3

第２章　　総則の運用

2.1　　単価、価格等····· Ⅱ-1-2-1
2.1.1　材料価格等 ····· Ⅱ-1-2-1
2.1.2　歩掛り ····· Ⅱ-1-2-1
2.1.3　「その他」の率····· Ⅱ-1-2-1
2.1.4　市場単価 ····· Ⅱ-1-2-1
2.1.5　市場単価等の補正····· Ⅱ-1-2-2
2.1.6　物価資料の掲載価格····· Ⅱ-1-2-5
2.1.7　製造業者又は専門工事業者の見積価格等····· Ⅱ-1-2-5
2.1.8　改修工事の取り扱い····· Ⅱ-1-2-6
2.1.9　工事量が僅少等の取り扱い····· Ⅱ-1-2-12

第１章　総則

1.1 総則

1.1.1　基本的事項

施設工事標準単価積算基準(営繕編)は、施設工事における工事費積算に用いる単価及び価格に関する基本的事項を定める。なお、社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等においては、実状に応じた適切な単価及び価格を用いる。

1.1.2　単価及び価格の算定

単価及び価格の算定については次による。

(1)　材料価格等

材料価格等は、積算時の最新の現場渡し価格とし、物価資料の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に定める。

(2)　複合単価

複合単価は、材料、労務、機械器具等の各要素と単位施工当たりに必要とされる数量（以下「所要量」という。）から構成される歩掛りに、次の単価等を乗じて算定する。

イ．　材料単価

材料単価は、物価資料の掲載価格等による。

ロ．　労務単価

労務単価は、「公共工事設計労務単価」による。ただし、基準作業時間外の作業、特殊条件による作業等については、労務単価の割増しを行うことができる。

ハ．　機械器具費

機械器具損料は、「請負工事機械経費積算要領」（昭和４９年３月１５日付建設省機発第４４号)による。また、建設機械賃料は物価資料の掲載価格等による。

ニ．　仮設材費

仮設材費は、物価資料の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて算定する。

(3)　市場単価

市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格であり、物価資料に掲載された「建築工事市場単価」による。なお、第２編～第４編に定める工種に適用する。また、市場単価は材料費、労務費、機械経費等によって構成されるが、その掲載条件が一部異なる場合の単価については、類似の市場単価を適切に補正して算定することができる。

(4)　上記以外の単価及び価格

上記以外の単価及び価格は、物価資料の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積価格等を参考に定める。

1.1.3　歩掛り

「1.1.2　単価及び価格の算定」による複合単価の算定に用いる歩掛りは、第２編～第４編に定める歩掛りを標準とする(以下「標準歩掛り」という。)。なお、歩掛における構成については次による。

(1)　材料

材料の所要量は、施工に伴い通常発生する材料の切り無駄等(以下「端材等」という。）を考慮した割増しを含む。

(2)　労務

労務の所要量は、平均的能力の作業員による標準作業量とする。

(3)　機械器具

機械器具の所要量は、平均的能力の機種による標準作業量とする。

(4)　その他

「その他」は、下請経費及び小器材の損耗費等であり、表３－１－１～３の工種ごとの率による。

1.1.4　単価及び価格の適用

単価及び価格の適用については、第２編～第５編によるほか次による。

(1)　材料価格等の採用にあたっては、数量の多寡や仕様・規格の違い等、各々の工事における特殊性を考慮する。

(2)　製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考に価格を算定するにあたっては、市中における取引状況を把握し適切に補正して定める。

(3)　施工中に発生する端材等を指定場所まで集積する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりに必要となる単価及び価格に含む。

(4)　材料及び機器等の場内小運搬に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりに必要となる単価及び価格に含む。

(5)　材料及び機器等の揚重に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりに必要となる単価及び価格に含まない。

(6)　製造業者又は専門工事業者から見積価格を得るために使用する書式は、「公共建築工事見積標準書式」による。

表３－１－１　建築工事

工事種別	工　　種	「その他」の率	「その他」の率対象	備　　考
建築工事	仮設	20～30％	労、雑	
	土工	20～30％	労、雑	
	地業	20～30％	労、雑	
	鉄筋	20～30％	労、雑	
	コンクリート	20～30％	労、雑	
	型枠	18～26％	材、労、雑	
	鉄骨	20～30％	労、雑	
	既製コンクリート	15～23％	材、労	材にｾﾒﾝﾄ、細骨材、鉄筋は含めない
	防水	15～23％	材、労、雑	
	石	16～24％	労	
	タイル	16～24％	材、労	材にｾﾒﾝﾄ、細骨材は含めない
	木工	20～30％	労	
	屋根及びとい	15～23％	材、労、雑	
	金属	16～24％	材、労	
	左官	19～27％	労	
	建具　建具取付	16～24％	労	
	建具　ガラス	15～23％	材、労	
	塗装	18～26％	材、労、雑	
	内外装	15～23％	材、労、雑	材にｾﾒﾝﾄ、細骨材は含めない
	仕上ユニット	20～30％	労	
	排水	18～26％	材、労、雑	材に普通ｺﾝｸﾘｰﾄ、砂利、ｾﾒﾝﾄ、細骨材は含めない
	構内舗装	18～26％	材、労、雑	
	植栽樹木費以外	18～26％	材、労、雑	材に芝を含む
	植栽樹木費	上記決定率×0.7	材	材に地被類を含む
	撤去	20～30％	労、雑	
	外壁改修	20～30％	労	
	とりこわし	20～30％	労、雑	

（注）1. 表中の材は「材料費」、労は「労務費」、雑は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。
2. 植栽の「その他」の率には枯補償、枯損処理を含むものとする。
3. 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

表３－１－２　電気設備工事

工事種別	工　　種	「その他」の率	「その他」の率対象	備　　考
電気設備工事	配管工事	20～30%	労	
	配線工事	20～30%	労	
	接地工事	20～30%	労	
	塗装工事	18～26%	材、労、雑	
	機器搬入	20～30%	労、雑	
	電灯設備	20～30%	労	
	動力設備	19～27%	労	
	雷保護設備	20～30%	労	
	受変電設備	19～27%	労	
	電力貯蔵設備	19～27%	労	
	架空線路	20～30%	労	
	地中線路	20～30%	労	
	構内交換設備	19～27%	労	
	情報表示・拡声設備	19～27%	労	
	誘導支援設備	19～27%	労	
	テレビ共同受信設備	19～27%	労	
	監視カメラ設備	19～27%	労	
	火災報知設備	19～27%	労	
	撤去	20～30%	労	
	機器搬出	20～30%	労、雑	
	はつり工事	20～30%	労	

（注）1. 表中の材は「材料費」、労は「労務費」、雑は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。
2. 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

表３－１－３　機械設備工事

工事種別	工　　種	「その他」の率	「その他」の率対象	備　　考
機械設備工事	各種配管工事	20～30%	労	労務にははつり補修費を含む
	配管付属品	19～27%	労	弁、伸縮継手、蒸気トラップ、水栓、排水金具、計器類等
	保温工事	18～26%	材、労、雑	
	塗装工事	18～26%	材、労、雑	
	機器搬入	20～30%	労、雑	
	総合調整	20～30%	労	
	空気調和機器	19～27%	労	ボイラー、冷凍機、空気調和機、ポンプ、送風機等
	ダクト工事	16～24%	材、労、雑	
	ダクト付属品	19～27%	労	吹出口、吸込口、ダンパー類等
	ダクト付属品(たわみ継手)	18～26%	材、労	
	自動制御設備	19～27%	労	労務費には自動制御機器調整費を含む
	衛生器具	20～30%	労	
	衛生機器	19～27%	労	タンク、ポンプ、厨房器具、湯沸器、消火器具類等
	桝	19～27%	労	ため桝、インバート桝、弁桝類等
	撤去	20～30%	労	
	配管分岐・切断	20～30%	労	複合単価分は対象外
	機器搬出	20～30%	労、雑	
	はつり工事	20～30%	労	
	ダクト端部閉塞	16～24%	材、労	
	インバート改修	19～27%	労	

（注）1. 表中の材は「材料費」、労は「労務費」、雑は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。
　　2. 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

第２章　総則の運用

2.1 単価、価格等

2.1.1　材料価格等

1.1.2（1） に定める材料価格等とは、杭、鉄筋、コンクリート、鉄骨等の価格変動が大きい資材並びに建物ごとに個別性が高い機器等の単価及び価格をいう。

2.1.2　歩掛り

単価の算定に用いる歩掛りは、1.1.3 で規定される標準歩掛りの他に「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り（以下「協議会歩掛り」という。）」による。

また、標準歩掛りの補足資料として、国土交通省大臣官房営繕部制定の「公共建築工事積算研究会参考歩掛り（以下「参考歩掛り」という。）」及び、市場単価にない類似の単価の作成や見積り単価の検討資料として、「営繕積算システム等開発利用協議会参考資料（以下「協議会参考」という。）」を参考とする。

2.1.3　「その他」の率

歩掛りの「その他」の率は中間値を標準とする。

なお、交通誘導警備員等の率の設定がされていない工種等については、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額や会社経費を適切に反映した率を設定する。

2.1.4　市場単価

1.1.2（3） の掲載条件が一部異なる場合で市場単価を補正して算出する単価（以下「補正市場単価」という。） の補正方法は、次の式による。

なお、補正市場単価の細目工種、補正に用いる歩掛りについては各章による。

補正市場単価Ａ’　＝ 市場単価Ａ　×　算定式

算定式＝ ａ’ ÷ ａ

ａ’ ＝補正市場単価Ａ’ の細目工種に対応する歩掛りによる複合単価

ａ　＝市場単価Ａの細目工種に対応する歩掛りによる複合単価

2.1.5　市場単価等の補正

本来事業者が負担すべき法定福利費相当額を適切に反映するため、市場単価及び補正市場単価の補正を新営の場合、改修の場合共におこなう。なお市場単価及び補正市場単価の補正方法は以下による。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合においても以下の表の補正率及び以下の式により補正を行う。

市場単価等への法定福利費の反映状況に応じ、補正率を見直す場合がある。

市場単価及び補正市場単価 × 表Ａ－１、表Ｅ－１及びＭ－１の補正率※

※表Ａ－１、表Ｅ－１及び表Ｍ－１の改修補正率の適用については、2.1.8(3)改修工事の積算に用いる単価の適用による。また、表Ａ－１、表Ｅ－１及び表Ｍ－１の改修補正率には 2.1.8(3)ロ基準補正単価における、市場単価及び補正市場単価の補正分が含まれている。

表　Ａ－１　　市場単価及び補正市場単価の補正率

工種	摘　　要	新営補正率	改修補正率
仮設工事		1.01	—
土工事		1.01	—
地業工事		1.01	—
鉄筋工事		1.01	—
コンクリート工事		1.01	—
型枠工事		1.01	—
鉄骨工事		1.01	—
既製コンクリート		1.01	1.09
防水工事		1.01	1.07
防水工事（シーリング）		1.01	1.13
石工事		1.01	1.08
タイル工事		1.01	1.11
木工事		1.01	1.08
屋根及びとい		1.01	1.08
金属工事		1.01	1.08
左官工事		1.01	1.14
建具（ガラス）		1.01	1.09
建具（シーリング）		1.01	1.15
塗装工事		1.01	1.14
内外装工事		1.01	1.12
内外装工事（ビニル系床材）		1.01	1.08
ユニットその他		1.01	1.05
排水工事		1.01	—
舗装工事		1.01	—
植栽及び屋上緑化		1.01	—

表Ｅ－1　　市場単価及び補正市場単価の補正率

工種	精　要	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、２種金属線ぴ及び同ボックス	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.01	1.14
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.01	1.17
	プルボックス	1.01	1.12
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用 （壁・床）	1.01	1.13
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
配線工事	６００Ｖ絶縁電線及び ６００Ｖ絶縁ケーブル	1.01	1.16
電動機その他接続材工事	金属製可とう電線管	1.01	1.14
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票（金属製)	1.01	―

表Ｍ－１　　市場単価及び補正市場単価の補正率

工種	摘　　要	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用	1.01	1.14
	ダクト用及び消音内貼	1.01	1.14
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンバー類	1.01	1.14
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.01	1.20
衛生器具	取付手間のみ	1.01	1.20

2.1.6　物価資料の掲載価格

（1）1.1.2 による単価及び価格の算定において材料価格、材料単価及び仮設材費は、積算資料（（一財）経済調査会発行）、建設物価（（一財）建設物価調査会発行）等の価格の平均値を採用する。

（2）市場単価は建築施工単価（（一財）経済調査会発行）及び建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）に掲載されている「建築工事市場単価」の平均値を採用する。

採用する場合は、掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。但し、大きい方の有効桁が３桁未満のときは、決定額の有効桁は３桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。

＜例＞１）入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合

建設物価　33,500 円（有効桁３桁）積算資料　34,000 円（有効桁２桁）

平均額　33,750 円

決定額　33,700 円（有効桁３桁、４桁以降切り捨て）

＜例＞２）入力単価の有効桁数が３桁未満のために３桁を有効桁とする場合

建設物価　560 円（有効桁２桁）積算資料　570 円（有効桁２桁）

平均額　565 円

決定額　565 円（有効桁３桁、４桁以降切り捨て）

2.1.7　製造業者又は専門工事業者の見積価格等

1.1.2（4）による場合で、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にして単価及び価格を算定する場合は、必要に応じてヒアリング等を行い市中における取引状況等（実勢価格帯）を確認する。

なお、当初の工事費内訳書作成時の見積依頼先は複数とし、見積内容が適切なことを確認の上、原則として最安値の見積書を基に実勢価格帯、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して単価及び価格を決定する。

2.1.8　改修工事の取り扱い

(1)　改修工事の分類

改修工事は、執務状態、部位、方法等により、分類できる。

イ．　執務状態、部位、方法等による改修工事の分類

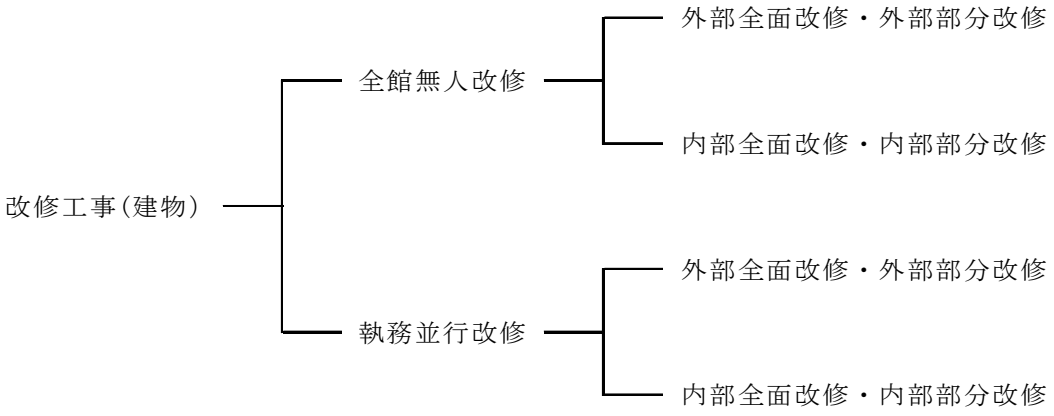

ロ．　執務状態の区分

改修工事は、工事期間における建物内の執務状況により、全館無人改修及び執務並行改修に積算上区分することができる。

① 全館無人改修：仮庁舎等が準備されている等、改修する建物全館が無人（執務者がいない）の状態で行う改修工事をいう。

② 執務並行改修：建物に執務者がいる状態で行う改修工事をいい、施工場所と執務中の場所が区画されている状態の工事も含まれる。また、増築工事においても既存建物と取り合う部分の改修工事については、既存建物の執務者の有無の状態により分類する。
なお、執務並行改修の場合は、施工者が執務環境に配慮等しながら施工を行うことを前提として単価の補正を行う。

ハ．　部位・方法の区分

改修工事は、上記執務状態の区分による二つの区分を下記のとおりさらに細かく区分することができる。

①　外部全面改修：建物の屋根、外壁等の全面を改修する場合をいう。

②　外部部分改修：建物の屋根、外壁等の小規模で部分的な改修及びそれらが点在する改修をいう。

③　内部全面改修：建物の内部全面を改修する場合をいう。

④　内部部分改修：部屋単位の床、壁、天井等の個別又は複合改修及びそれらが点在する改修をいう。
間仕切り等の撤去・新設、又は設備改修等による取り合い周辺部分の改修をいう。

(2)　執務並行改修の場合の単価の補正

執務並行改修の場合は、施工業者が執務者に配慮等しながら施工をおこなう事を前提として単価の補正をおこなう。

(3)　改修工事の積算に用いる単価の適用

全館無人改修の場合は基準単価とし、執務並行改修の場合は表Ａ－２、表Ｅ－２及び表Ｍ－２により、基準単価又は基準補正単価とすることを標準とする。なお、基準単価及び基準補正単価は次による。

イ．基準単価

第２編、第３編、第４編及び本資料に定められた標準歩掛りによる複合単価並びに市場単価及び補正市場単価のほか、参考歩掛り等による複合単価。また、市場単価及び補正市場単価においては、2.1.5 市場単価等の補正の表Ａ－１、表Ｅ－１及び表Ｍ－１による新営補正率を標準として算定する。

ロ．基準補正単価

①建築工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の15％増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては2.1.5 の表Ａ－１による改修補正率を標準として算定する。

②電気設備工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の 20％増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価において

は 2.1.5 の表Ｅ－１による改修補正率を標準として算定する。

③機械設備工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の 20%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては 2.1.5 の表Ｍ－１による改修補正率を標準として算定する。

④著しく作業効率が悪い場合においては実状を考慮し労務費等を補正する。

表Ａ－２　執務並行改修の場合の単価適用区分

工　　種	執務並行改修※	備　　考
仮設	―	
土工	―	
地業	―	
鉄筋	―	
コンクリート	―	
型枠	―	
鉄骨	―	
既製コンクリート	○	
防水	○	
石	○	
タイル	○	
木工	○	
屋根及びとい	○	
金属	○	
左官（仕上塗材仕上）	―	
左官（仕上塗材仕上以外）	○	
建具	○	
塗装（改修標仕仕様）	○	
内外装	○	
仕上げユニット	○	
排水	―	
構内舗装	―	
植栽	―	
仮設（改修）	―	
撤去	―	
外壁改修	―	
とりこわし	―	

※　―：基準単価、○：基準補正単価

表Ｅ－２　執務並行改修の場合の単価適用区分

工　　種	執務並行改修※	備　　考
配管工事	○	
配線工事	○	
接地工事（屋内）	○	
接地工事（屋外）	―	
塗装工事	○	
機器搬入	○	
電灯設備	○	
動力設備	○	
雷保護設備	○	
受変電設備	○	
電力貯蔵設備	○	
架空線路	―	
地中線路	―	
構内交換設備	○	
情報表示・拡声設備	○	
誘導支援設備	○	
テレビ共同受信設備	○	
監視カメラ設備	○	
火災報知設備	○	
撤去(再使用しない)	―	
撤去(再使用する)	―	
再取付け	○	
機器搬出	○	
はつり工事	○	

注）屋外、共同溝等においては原則として基準補正単価を適用しない

※　―：基準単価、○：基準補正単価

表Ｍ－２　執務並行改修の場合の単価適用区分

工　　種	執務並行改修※	備　　考
配管工事（屋内一般、機械室・便所）	○	屋上及び外壁施工を含む
配管工事（屋外・共同溝）	―	
配管工事（地中)	―	
配管付属品	○	
保温工事	○	
塗装及び防錆工事	○	
機器搬入	○	
総合調整	○	
土工事	―	
コンクリート工事	○	屋内基礎等
機器類の取付	○	
ダクト設備	○	
ダクト付属品	○	
自動制御設備	○	歩掛りによる場合
衛生器具設備（ユニットを除く）	○	
桝類	―	
消火設備（特殊消火を除く）	○	歩掛りによる場合
配管分岐・切断	○	
機器搬出	○	
はつり工事	○	
ダクト端部閉塞	○	
インバート改修	―	
撤去（再使用する）	―	
撤去(再使用しない)	―	
再取付け	○	

注）　屋外、共同溝等においては原則として基準補正単価を適用しない。

※　―：基準単価、○：基準補正単価

(4)　改修工事の積算にあたっての留意事項

改修工事の積算にあたっては、実状、施工条件明示事項等を考慮し、施工計画上必要となる仮設類の盛替え費用及び現場施工の制約を考慮した費用等を適切に積算する。また、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にする場合は、当該工事の施工条件を満たした内容であることを確認する。

なお、施工区分、施工手順等に応じた積算における留意事項は以下のとおり。

イ．荷揚用揚重機械器具は、設計図書に条件明示された施工区分及び施工手順にあった回数等を十分検討し、適切に計上する。

ロ．荷揚用揚重機械器具による揚重ができない場合は、人力による小運搬等を現場状況に応じて適切に計上する。

ハ．直接仮設の墨出し、養生、整理清掃片付け、足場等が設計図書に条件明示された施工区分、施工手順等の現場状況により、複数回生じる場合は、適切に計上する。

ニ．発生材については、施工区分、施工手順等の現場状況によりストックすることができず、その都度搬出しなくてはならない場合、または運搬車の規格が通常とは異なる等の場合、現場状況に応じて適切に計上すること。

2.1.9　工事量が僅少等の取り扱い

工事量が僅少の場合の単価及び価格は、施工に最低限必要な単位の材料、労務、機械器具等の費用を実状に応じて算定する。

第２編　建築工事

第２編　　建築工事

第１章　　新営工事

第２章　　改修工事

第１章　新営工事

第１章　新営工事

１．本章の適用は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準単価積算基準（平成３１年版）」第２編　建築工事　第１章　新営工事　によるものとする。

第２章　改修工事

第２章　改修工事

１．本章の適用は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準単価積算基準（平成３１年版）」第２編　建築工事　第２章　改修工事　によるものとする。

第３編　電気設備工事

第３編　　電気設備工事

第１章　　新営工事

第２章　　改修工事

第１章　新営工事

第１章　新営工事

１．本章の適用は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準単価積算基準（平成３１年版）」第３編　電気設備工事　第１章　新営工事によるものとする。

第２章　改修工事

第２章　改修工事

１．本章の適用は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準単価積算基準（平成３１年版）」第３編　電気設備工事　第２章　改修工事によるものとする。

第４編　機械設備工事

第４編　　機械設備工事

第１章　　新営工事

第２章　　改修工事

第１章　新営工事

第１章　新営工事

１．本章の適用は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準単価積算基準（平成３１年版）」第４編　機械設備工事　第１章　新営工事によるものとする。

第２章　改修工事

第２章　改修工事

１．本章の適用は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準単価積算基準（平成３１年版）」第４編　機械設備工事　第２章　改修工事によるものとする。

第５編　昇降機設備工事

第５編　　昇降機設備工事

第１章　　新営工事

第２章　　改修工事

第１章　新営工事

第１章　新営工事

１．本章の適用は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準単価積算基準（平成３１年版）」第５編　昇降機設備工事　第１章　新営工事　によるものとする。

第２章　改修工事

第２章　改修工事

１．本章の適用は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準単価積算基準（平成３１年版）」第５編　昇降機設備工事　第２章　改修工事　によるものとする。